

事前
告知

令和8年10月1日から

プラスチックごみの 出し方が変わります！



Before

これまで
(令和8年9月まで)

資源物1類 (容器包装プラスチック)

- 食品トレー
- 詰め替え用パウチ
- 卵パック
- 発泡スチロール
- 豆腐パック
- 梱包材 (プチプチ)
- お菓子の袋 など
- 弁当の容器
- 洗剤の容器
- シャンプーの容器



もえるごみ (プラスチック製品)

- 歯ブラシ
- 洗面器
- タッパー
- おもちゃ
- CDケースなどのプラスチック製品
- プラマーク無し

After

令和8年10月から

新名称

資源物1類 (プラスチック資源)

容器包装プラスチックと
プラスチック製品を
一緒に入れてお出してください。



✓ 出せるものの見分け方3つのポイント

POINT
1



プラスチック**100%**で
できている

POINT
2



いちばん長い部分が30cm未満

POINT
3



水で軽くすすいで汚れが落ちる

※汚れが落ちないものはもえるごみでお出してください。

※30cm以上はもえないごみ、90cm以上は粗大ごみでお出してください。

収集曜日は、これまでどおり資源物1類の日です。

プラスチック資源は透明袋で!

半透明袋や乳白色袋で出されたものは
注意シールを貼って置いていくことがあります。

透明袋

OK



半透明袋・乳白色袋

NO



× このようなものは入れないで



かみそりなど
刃物類



医療器具
(注射針)



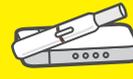
電池類



モバイル
バッテリー



スマートフォン



電子タバコ



ハンディファン



光ディスク

詳しくは家庭ごみ出し方マニュアル(令和8年度版)やごみ分別アプリでお知らせします。



さいたま市

さいたま市役所 環境局 資源循環推進部 資源循環政策課
TEL 048-829-1338 FAX 048-829-1991

詳しくはこちらを
ご参照ください

